

和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 53 号

最終改正 平成29年 3月24日

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター規則第2条第2項に基づき、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）について、必要な事項を定める。

2 図書館は、図書その他の各種図書館資料（以下「図書」という。）及び各種図書館施設・設備を整備・運用して、和歌山大学（以下「本学」という。）の職員、学生及びその他学外の者の利用に供し、本学の使命達成に寄与することを目的とする。

(図書館長)

第2条 図書館に図書館長（以下、「館長」という。）を置く。

2 館長は、本学の専任教授の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 館長は、図書館の管理・運営に関することを総括掌理する。

(副館長)

第2条の2 図書館に副館長を置くことができる。

(図書管理委員会)

第3条 図書館の運営全般に関する事項を審議するため、図書管理委員会を置く。

2 図書管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 図書館の事務は、学術情報課において処理する。

(管理図書の区分)

第5条 図書館が管理する図書は、次の5種に区分して取り扱う。

(1) 一般図書

(2) 参考図書

(3) 貴重図書

(4) 逐次刊行物

(5) その他の資料

(図書館の利用)

第6条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(図書館の予算)

第7条 図書館の予算は、経常予算の配賦をもって基礎とする。その他、臨時的に追加配賦を受け、又は各部局より移算を受けることができる。ただし、教育学部の附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の図書に関する予算及びその事務は、取り扱わない。

(図書収集計画と図書購入費予算配分方針)

第8条 図書館の図書収集計画及び図書購入費予算配分方針の大綱は、図書管理委員会の審議を経て、館長が決定する。

## 学術情報センター図書館規程

### (購入図書を選定)

第9条 購入図書を選定要領は、別に定める。

### (図書の寄贈)

第10条 図書館は、図書の寄贈を受けることができる。

2 寄贈図書の受入れについては、別に定める。

### (図書の寄託)

第11条 図書館は、図書の寄託を受けることができる。

2 図書の寄託は、図書管理委員会の審議を経て、館長が決定する。

3 図書の寄託期間及び寄託中の経費については、その都度決定する。

4 寄託図書の利用又は取扱いについては、原則として、貴重図書に準ずる。

### (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理・運営に関し必要な事項は、図書管理委員会の審議を経て、館長が別に定める。

### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後における図書館長は、任期途中の者にあつては、施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第549号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第644号）

この改正規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第952号）

この改正規則は、平成21年9月10日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則（平成21年10月8日一部改正：法人和歌山大学規程第965号）

この改正規則は、平成21年10月8日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1314号）

この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1474号）

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1535号）

この改正規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1960号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。